熊谷市立中央保育所給食調理業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和７年１０月

熊 谷 市 保 育 課

１　目的

この要領は、熊谷市立中央保育所給食調理業務委託について、公募型プロポーザル方式による参加事業者の募集に関して必要な事項を定め、委託業者を選定することを目的としています。

２　業務委託実施保育所及び業務概要

⑴　業務委託実施保育所

熊谷市立中央保育所

⑵　委託保育所概要

別紙１「委託実施保育所概要」のとおり

⑶　業務内容

別紙２「熊谷市立中央保育所給食調理業務委託仕様書」のとおり

３　委託期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間

４　委託料の上限額

９６，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

５　実施形式

公募型プロポーザル競争方式

６　応募資格

プロポーザル競争に参加できる者（提案者となろうとする者）は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

⑴　熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８１号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８２号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

⑵　熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１７年訓令第６２号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１９年訓令第５０号）による措置を受けていないこと。

⑶　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しないこと。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑸　次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合には、その者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営の協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑹　⑴の規定に関わらず、プロポーザル競争の実施に必要と判断される場合において、資格者名簿に未登載の者に対し、次に掲げる書類を提出させる等の方法により審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

ア　概要書

イ　使用印鑑届

ウ　履歴事項全部証明書

エ　財務諸表

オ　直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

⑺　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく保育園の給食調理業務

の実績を１年以上有していること。

⑻　国税及び地方税（本社所在地市区町村及び熊谷市）に滞納がないこと。

⑼　関東（１都６県）に本社又は事業所を有していること。

⑽　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して２年を経過していない法人でないこと。

⑾　過去３年以内に、受託した保育園又は学校を対象とした給食調理業務委託において、食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。

⑿　食育に関する指導体制、社員の教育、安全、衛生管理体制、事故発生時の補償体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制を確立させていること。

⒀　⑺に掲げる要件を満たす履行保証人の確保及び代行保証制度に加入していること。

⒁　この要領８に記載した調理室資料の申込みを行うこと。

７　スケジュール

項目	日程
実施要領等のＨＰ公開	令和７年１０月６日（月）～１０月１７日（金）
質問締切	令和７年１０月１７日（金）午後５時
質問書への回答日時	令和７年１０月２３日（木）
応募申請受付期間	令和７年１０月３０日（木）～１１月１０日（月）
第１次審査結果通知の発送	令和７年１１月１７日（月）
第２次審査（プレゼンテーション）	令和７年１１月２６日（水）
最終審査結果通知書の発送	令和７年１２月１日（月）
契約締結	令和７年１２月下旬
業務委託開始	令和８年４月１日（水）

８　資料請求

調理室の配置図及び厨房設備等は、資料として申込いただいた事業者に送付します。

⑴　提出書類　「熊谷市立中央保育所給食調理業務委託調理室資料申込書（様式１）」

⑵　提出期限　令和７年１０月１７日（金）午後５時まで

⑶　提出方法　電子メール（表題に「調理室資料申込」と明記）

※　送信後に電話で到着確認をしてください。

＜提出先＞　埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１
熊谷市福祉部保育課　管理係
電子メール：hoiku【ｱｯﾄﾏｰｸ】city.kumagaya.lg.jp
※【ｱｯﾄﾏｰｸ】部分は「@」に置き換えてください。
電　話:０４８－５２４－１１１１（内線５３７）

９　質問書の提出

プロポーザル応募申請関係書類の作成に当たり質問がある場合、質問書に質問内容を記入し、下記のとおり提出してください。

なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けません。

⑴　提出書類　質問書（様式２）
⑵　提出期間　令和７年１０月６日（月）～１０月１７日（金）午後５時まで
⑶　提出方法　電子メール（表題に「プロポーザル質問書」と明記）
※送信後に電話で到着確認をしてください。
⑷　提出先　　前記８の提出先と同じ。
⑸　回答日時　令和７年１０月２３日（木）
熊谷市ホームページに掲載

１０　応募申請書（兼応募資格審査申請書）の提出

⑴　受付期間　令和７年１０月３０日（木）～１１月１０日（月）
期限厳守
⑵　受付場所　熊谷市役所福祉部保育課
⑶　提出方法　電子メール（表題に「応募申請書提出」と明記）
※送信後に電話で到着確認をしてください。
⑷　応募に関する提出書類

書類名
《様式３》応募申請書（兼応募資格申請書） ◇定款、寄付行為、規約等 ◇登記事項証明書 ◇納税証明書（国税及び地方税　※国税は未納税額のない証明） ◇経営状況を証明する書類（直近の事業年度を含む３か年の財務諸表） ◇パンフレット等事業の内容等が分かるもの

《様式４》誓約書
《様式５》見積書
《様式６》会社概要
《様式７》提案書 【項目】 保育所給食への理解 人員配置・人材育成 個別対応 危機管理体制 独自提案

⑸　応募に際しての留意事項

ア　応募書類は、理由の如何に関わらず、返却いたしません。

イ　市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがあります。

ウ　応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがありますが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。

エ　市が提供する資料は、本選定以外の目的での使用を禁止します。

オ　応募書類提出後に辞退をする場合は、書面《様式８》により申し出るものとします。

カ　参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属します。

キ　本プロポーザルにおいて使用する言語は、日本語とし、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとし、通貨単位は、円とすることとします。

１１　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

⑴　実施要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合

⑵　提出書類に虚偽の記載がされている場合

⑶　提出書類及び提出の方法が本実施要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合

⑷　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

⑸　見積書の金額が予算額を超過した場合

⑹　公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

１２　審査及び審査結果の通知

⑴　事業者の選考等

本業務委託の事業候補者選定は、「熊谷市立中央保育所給食調理業務委託プロポーザル審査委員会」が定める項目・基準のもとに、本業務に最も適した提案を行った事業者を選定します。

選定に当たっては、第１次審査の結果により、第２次審査にてヒアリングを行い、審査委員会の審査結果に基づき市長が優先交渉権者を決定します。

⑵　第１次審査（書類審査）

提出された応募申請書等により、以下の項目について書類審査を行い、第２次審査参加者を選定します。

ア　応募提出書類に不備がなく、応募書類の提出日、提出場所、提出方法、記載等が実施要領に適合していること。

イ　「実施要領　６　応募資格⑴～⑭」に適合していること。

ウ　見積書の金額が「４ 委託料の上限額」で示す金額を下回っていること。

※見積金額は審査項目の１つですが、提案された体制・事業内容において適正金額を評価するものであり、「４　委託料の上限額」の範囲内であれば必ずしも最低価格をもって決定するものではありません。

エ　安定的、継続的な業務運営の可能性及び業務実績（様式６　会社概要）

⑶　第１次審査（書類審査）結果通知

第１次審査結果の通知については、文書により通知します。なお、第１次審査で選定された事業者については、第２次審査の案内と併せて通知します。

⑷　第２次審査（プレゼンテーション）

実施日時　令和７年１１月２６日（水）の市が指定した時間帯

ア　第１次審査通過事業者について実施します。

イ　プレゼンテーションは約４０分間（うち約１０分程度は質疑応答時間）とします。

ウ　プレゼンテーションの出席者は５名以内とし、エリアマネージャー等保育園担当責任者を必ず含めてください。

エ　プレゼンテーションには、地震や台風等の災害時の対応方法を盛

り込んでください。

オ　パソコン等を用いる場合は各自で持ち込むものとし、スクリーン及びプロジェクターは市で用意します。

カ　評価方法については、審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から評価点を算出し、各委員の評価点を合計し合計評価点とします。合計評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定し、評価点が同点の場合、提案価格の最も低い者を契約候補者として決定します。提案価格も同額の場合は入札等に準じてくじにより決定します。最低基準点は、合計点の６割とする。ただし、応募が１社のみの場合には提案価格を除いた評価点が６割以下のときは選定対象としません。

評価項目		評価内容	配点	計
1	法人等の概要及び業務の実績	⑴　本業務を請け負うに足る組織力・将来性について	５	１５
		⑵　保育所給食や集団給食の業務実績について	１０	
2	保育所給食への理解	⑴　安全で安心な給食の提供及び食育に関する考え方について	１０	３５
		⑵　保育所との連携及び保育所行事等への対応について	１０	
		⑶　衛生管理体制について	１０	
		⑷　調理技術担保のための取組について	５	
3	人員配置・人材育成	⑴　業務責任者その他職員の配置状況について	１０	３０
		⑵　人員確保及び研修、人材育成について	１０	
		⑶　支援体制及び巡回指導等について	１０	
4	個別対応食	⑴　食物アレルギーを持つ児童その他様々な配慮食への対応について	１０	２０
		⑵　個別対応食での事故防止策について	１０	
5	危機管理体制	⑴　異物混入や食物アレルギー事故を防ぐための会社として体制等について	１０	２０
		⑵　履行保証人の確保や代行保証制度等への加入及び緊急災害時の対応について	１０	
6	独自提案	⑴　独自の提案内容について	１０	１０
7	提案価格	⑴　提案価格（２０点×最低提案価格／提案価格）	２０	２０
合　計			１５０点	

⑸　最終決定及び契約

第２次審査結果を基に、その結果で優先交渉権者を決定します。

その後、選定した優先交渉権者が提案する事業内容を踏まえて、仕様書の内容を整えるなど必要な調整を行い、見積書を改めて聴取し、随意契約の方法により契約を締結します。

⑹　試食会

契約締結後、原則、中央保育所において試食会を実施していただきます。

⑺　その他

ア　選定した優先交渉権者とは、原則として随意契約により業務委託します。

イ　優先交渉権者が業務委託契約を締結しない場合は、得点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と業務委託契約を締結します。

ウ　選定結果は応募事業者全てに通知し、電話等による問合せには応じません。

エ　提出書類は返却いたしません。

オ　応募書類の提出日、提出場所、提出方法、記載等がこの要領に適合しないときは、本手続に関する資格を失います。

カ　提出された申請書は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る事務以外には利用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、熊谷市情報公開条例（平成１７年条例第１０号）に基づき取り扱うものとします。

キ　応募に必要な費用は応募事業者の負担とします。

ク　審査結果は本市ホームページに掲載します。

１３　問合せ先

熊谷市福祉部保育課　担当　宮沢

電　　話：０４８－５２４－１１１１（内線）５３５

電子メール：hoiku【ｱｯﾄﾏｰｸ】city.kumagaya.lg.jp

※【ｱｯﾄﾏｰｸ】部分は「@」に置き換えてください。